

## 第 2 節 共済年金等の種類

### 1 共済年金等の給付の種類

公的年金制度には、老齢、障害及び遺族の3種類の給付があります。

(1) 公立学校共済組合からの長期給付は、次のとおりです。

退職共済年金	原則として、組合員期間等25年以上の者に、65歳から支給
障害共済年金	在職中に初診日のある傷病により1級、2級及び3級の障害の状態になったとき又は、在職中に初診日のある傷病により退職後障害になった場合に支給
障害一時金	公務によらない傷病により退職した場合で、障害共済年金が支給されない程度の障害の状態にあるとき支給
遺族共済年金	在職中又は退職後に死亡したとき遺族に支給

(2) 社会保険庁からの国民年金法に基づく基礎年金給付は、次のとおりです。

老齢基礎年金	原則として、組合員期間等が25年以上の者に、65歳から支給
障害基礎年金	障害等級1級又は2級に該当する障害の状態になったとき支給
遺族基礎年金	在職中又は退職後死亡したときに、その者が生計維持していた18歳未満の婚姻していない子等がいるとき支給

